健生衛発 0219 第１号
令和８年２月 19 日

各府省庁会計担当課長
各府省庁契約担当課長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和８年度建築保全業務労務単価の活用等について（依頼）

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年６月 10 日付厚生労働省健康局長通知別添）により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしております。

今般、国土交通省から、令和８年度建築保全業務労務単価（別添１）が公表されましたので、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、当該労務単価を活用して積算を行うようお願いいたします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会）（別添２）では、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とあります。既に契約を締結している令和８年度分の業務においても、受注者が建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「発注者としての行動⑤」のとおり、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないようお願いします。

なお、「発注者としての行動②」では、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」ともありますので、受注者からの求めがない場合にも、令和８年度以降も定期的に協議の場を設けていただきますようお願いします。

また、「発注者・受注者共通の行動②」では、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること」とあります。「双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止」を図るため、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残す」ようお願いします。

併せて、貴府省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願いします。